

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を
改正する訓令（案）の概要

1 改正理由

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い、及び健康診断の検査項目を変更するため、この訓令の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

- (1) ストレスチェックの実施に係る規定を追加
- (2) 健康診断の検査項目の変更

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第14号

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程（平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(産業医)		(産業医)
第8条 省略		第8条 省略
2・3 省略		2・3 省略
4 産業医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うとともに、職場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	4 産業医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うとともに、職場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	4 産業医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うとともに、職場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
(1) 健康診断、ストレスチェック（ <u>労安法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。</u> ）及び面接指導等（ <u>労安法第66条の8第1項及び労安法第66条の10第3項に規定する面接指導並びに労安法第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。</u> ）の実施並びにこれらの結果に基づき教職員の健康を保持するための措置に関すること。	(1) 健康診断、ストレスチェック（ <u>労安法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。</u> ）及び面接指導等（ <u>労安法第66条の8第1項及び労安法第66条の10第3項に規定する面接指導及び</u> <u>労安法第66条の9に規定する必要な措置をいう。以下同じ。</u> ）の実施並びにこれらの結果に基づき教職員の健康を保持するための措置に関すること。	(1) 健康診断 <u>及び面接指導等（労安法第66条の8第1項</u> <u>に規定する必要な措置をいう。以下同じ。）の実施並びにこれ</u> <u>らの結果に基づき教職員の健康を保持するための措置に関する</u> <u>こと。</u>

(2)～(7) 省略

5～7 省略

(健康診断及びストレスチェックの実施)

第19条 健康診断及びストレスチェックは、別表第2に定めるところにより実施する。

2 健康診断及びストレスチェックの実施に関する細部事項は、その都度主任安全衛生管理者が定める。

3 健康診断及びストレスチェックは、産業医が行う。ただし、健康診断のうち他の医療機関等において行うことが適当と認められるものについては、当該他の医療機関等において行うことができる。

別表第2 (第19条関係)

健康診断及びストレスチェックの種類及び内容

種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
一般定期健康診断	全職員	1次検診 問診 身長・体重・視力・聴力・腹囲検査 胸部X線CR撮影検査 血圧測定検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 痛風検査 腎機能検査	省略	

(2)～(7) 省略

5～7 省略

(健康診断の実施)

第19条 健康診断は、別表第2に定めるところにより実施する。

2 健康診断の実施に関する細部事項は、その都度主任安全衛生管理者が定める。

3 健康診断は、産業医が行う。ただし、他の医療機関等において行うことが適当と認められるものについては、当該他の医療機関等において行うことができる。

別表第2 (第19条関係)

健康診断の種類及び内容

種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
一般定期健康診断	全職員	1次検診 問診 体重・視力・聴力・腹囲検査 胸部X線CR撮影検査 血圧測定検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 痛風検査 腎機能検査	省略	

